

令和 4 年 2 月 2 日

山形市内 指定障がい福祉サービス事業所等

運営法人 代表者 各位

山形市福祉推進部障がい福祉課長

地域生活支援拠点等の事業所の認定及び認定の手続について（依頼）

日頃より、当市の障がい福祉行政にご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、みだしのことについて、下記のとおり依頼いたしますので、積極的に検討くださるようお願いいたします。

記

1 概要

地域生活支援拠点等（以下「拠点等」といいます。）については、障がい者等の地域における居住支援のための5つの機能（以下「拠点等機能」といいます。）を備えるサービス提供体制と示されており、全国的に整備が進められております。山形市においても、複数の事業所が分担して拠点等機能を担う体制により整備を行なったところです。

今般、各位の運営する事業所等について、拠点等機能を担う事業所（以下「拠点等事業所」といいます。）として明確に位置付けを行い、当市が拠点等事業所を認定する手続（以下「認定手続」といいます。）を整えました。

本通知は、宛先各位へ認定に向けた積極的なご検討をいただけるよう依頼申し上げ、併せて認定手続の詳細についてご案内するものです。

2 依頼

各位におかれては、従前から実質的な拠点等機能を担い、障がい者等やその家族の方（以下「当事者」といいます。）の支援にご尽力いただいているところです。

近年の障がい福祉分野では、当事者の人数の増加、高齢化等により需要が増大、複雑化しており、当市においても緊急性の高い事例への対応をはじめ、多様な課題が生じている状況です。このため、これまで

（裏面に続く）

より更に地域のサービス提供体制を整えていくことが必要となっております。

以上の背景により、事業所が担う拠点等機能を明らかにし、併せてサービスの提供体制の充実を図ることと、以て当市の拠点等機能を強化していくため、本通知により依頼するに至ったものです。

感染症拡大等の情勢により事業所の運営に大変苦慮されている状況であることと推察しますが、当市の当事者の福祉の向上のためにも、拠点等事業所として認定を受けることについて、法人において積極的なご検討をいただけますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 3 認定手続について

詳細については、別紙のとおりです。

また、実施要綱、申請に用いる様式等については、別添のとおりです。

### 4 拠点等に係る報酬算定の手続

前述の手続により、当市から拠点等事業所として認定する旨の通知書を発出しますので、当該通知書の写しを添えて、当市指導監査課あてに事業所の体制加算の届出を行なってください。また、当該届出は遡及できないものとなりますので、ご注意ください。

### 5 留意事項

#### (1) 認定手続のスケジュールについて

認定手続は随時受付けておりますが、複数の申請が一定期間内に集中した場合等は、緊急事態への対応に必要な機能を担う事業所（相談支援、短期入所等）の認定手続を優先することとさせていただきます。また、認定手続を完了するまでに一定の期間を要しますので、法人内のスケジュールを踏まえ、当市担当者と事前に調整していただきますようお願いいたします。

#### (2) 認定決定後に手続が必要になるケースについて

1度認定決定を受けた場合、以後の更新は基本的に不要です。但し、事業所の名称等が変更、事業の休止等の場合は別途届出が必要ですので、当市担当者あてご連絡ください。本件に係る詳細については、実施要綱をご確認ください。

#### 【山形市拠点等担当者連絡先】

山形市福祉推進部障がい福祉課障がい福祉第二係

電話：023-641-1212（内線580）

メール：shogai@city.yamagata-yamagata.lg.jp